

未給水地区における配水管布設整備事業に関する基準

平成29年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、給水区域内において未給水地区からの給水の要望により、防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が実施する配水管布設整備事業について必要な事項を定めるものとする。

(適用の要件)

第2条 本事業の適用範囲は、次に掲げる各号の要件を全て満たしている場合とする。

- (1) 要望があった地区が防府市水道事業、工業水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例第3条第2項の別表に掲げる給水区域内であること。
- (2) 給水を要望する者が2戸以上の既存家屋であり、住居用であること。
- (3) 配水管の布設延長については、1戸当たり50メートルを乗じて得た延長の範囲以内とすること。
- (4) 1日平均使用水量が、布設された配水管内の水量以上見込め、停滞水による水質劣化がないこと。
- (5) 配水管を布設する道路は、国や地方公共団体が管理する公道又は一般交通の用に供されている私道（公衆用道路）であること。
- (6) 既設の配水管から直結給水できる場所であり、管末での水道管残存水圧が0.15MPa以上を確保できること。
- (7) 整備する配水管の口径は、50ミリメートル以上であること。
- (8) 配水管布設が完了後は全ての要望者が上水を使用することが確実であること。（誓約書を要望書に添付）

(適用の除外)

第3条 この基準は、次の各号に掲げるものに該当する場合は適用しない。

- (1) 要望者が国又は地方公共団体等であること。

- (2) 宅地開発又は開発行為等、営利のものであると認められた場合。
- (3) 既設の配水管から給水を要望する世帯までが短距離である等、通常の給水を受けることが妥当と認められた場合。
- (4) 防府市水道事業給水条例第11条による特設工事負担金によるもの。
- (5) 配水管の布設場所が維持管理上困難と認められた場合。
- (6) 管理者が公益上又は財政上の理由等により、本事業が適当でないとは判断した場合。

(要望書)

第4条 配水管布設整備事業を要望する者は、要望者の代表（以下、「代表者」という）を選任し、次の各号に掲げる書類を管理者に提出するものとする。

- (1) 未給水地区における配水管布設整備事業に関する要望書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 給水を必要としているところの位置図
- (4) 配水管の布設位置が私道の場合は、地籍図及び、土地所有者その他の利害関係者の無償での土地使用承諾書

(審査)

第5条 管理者は、前条の代表者からの要望に関して、関係書類の審査及び、現地調査を行い、予算の範囲内で本事業を決定するものとする。

(審査の結果通知)

第6条 管理者は、前条に規定する審査の結果を代表者に通知するものとする。（第3号様式）

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。